

矯正管区長  
行刑施設の長

受刑者の処遇調査に関する訓令を次のように定める。  
平成18年5月23日

法務大臣 杉 浦 正 健

受刑者の処遇調査等に関する訓令  
(趣旨)

第1条 この訓令は、受刑者の資質及び環境の調査（以下「処遇調査」という。）並びに被害者等の被害に関する心情及び被害者等の置かれている状況の調査（以下「被害者関係調査」という。）を適正に行うため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において使用する用語は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）及び刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成18年法務省令第57号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

(処遇調査の意義)

第3条 刑事施設の長は、処遇調査として、受刑者の処遇に必要な基礎資料を得られるように、その資質及び環境に関する科学的調査を行う。

(処遇調査の方法)

第4条 処遇調査は、必要に応じ、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識及び技術を活用し、面接、診察、検査、行動観察その他の方法により行うものとする。

2 処遇調査を効果的に行うため必要と認めるときは、併せて、カウンセリングその他の適当な処置を行うことができる。

(処遇調査の種類)

第5条 処遇調査の種類は、刑執行開始時調査及び再調査とする。

(刑執行開始時調査)

第6条 刑執行開始時調査は、刑の確定による収容開始後、処遇指標（受刑者の処遇指標の指定等に関する訓令（令和7年法務省矯成訓第5号大臣訓令。以下「処遇指標訓令」という。）第3条第1項に規定する処遇指標をいう。以下同じ。）を指定するとともに、処遇要領を作成するために行う処遇調査とする。

2 刑執行開始時調査は、確定施設（刑の執行開始時において受刑者を収容している刑事施設をいう。以下同じ。）及び処遇施設（処遇要領に基づく矯正処遇を実施する

刑事施設をいう。確定施設において処遇要領に基づく矯正処遇を行う場合を含む。以下同じ。)において行うものとする。ただし、当該調査の過程において、少年法(昭和23年法律第168号)第56条第3項の規定により少年院において刑の執行を受けさせる旨の決定をした場合については、この限りでない。

3 刑執行開始時調査の項目は、次のとおりとする。

- (1) 精神状況
- (2) 身体状況
- (3) 生育歴、教育歴及び職業歴
- (4) 暴力団その他の反社会性集団への加入歴
- (5) 非行歴及び犯罪歴並びに犯罪性の特徴
- (6) 家族その他の生活環境
- (7) 職業、教育等の適性及び志向
- (8) 作業、改善指導及び教科指導を必要とする事情
- (9) 将来の生活設計及び社会復帰に当たって支援を必要とする事情
- (10) その他受刑者の処遇上参考となる事項

4 刑執行開始時調査は、刑の執行開始後できる限り速やかに行うものとする。

5 処遇調査の期間における受刑者の居室は、できる限り単独室を指定するものとする。

(再調査)

第7条 再調査は、刑執行開始時調査終了後に行う処遇調査とする。

2 再調査は、処遇施設において行う。

3 再調査の種類は、定期再調査及び臨時再調査とする。

4 定期再調査は、主として処遇要領の変更の要否を判断するために行う処遇調査とする。

5 定期再調査は、おおむね6月ごとに1回行うものとする。ただし、執行すべき刑期が10年以上である者について、法定期間(刑法(明治40年法律第45号)第28条又は少年法第58条第1項に規定する期間をいう。)の末日を経過するまでの間は、おおむね1年ごとに1回とすることができる。

6 臨時再調査は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。ただし、当該各号のいずれかに該当する場合において、その近接する時期に定期再調査を行うときは、臨時再調査を行わないことができる。

(1) 規則第43条第4項の規定により処遇要領を変更しようとするとき。

(2) 処遇指標訓令第3条第1項又は第2項の規定により既に指定している処遇指標と異なる処遇指標を指定しようとするとき。

(3) 受刑者等の作業に関する訓令(令和7年法務省矯成訓第8号大臣訓令。以下「作業訓令」という。)第7条第2項の規定により既に指定している作業区分(作業訓令第7条第1項に規定する作業区分をいう。以下同じ。)と異なる作業区分を

指定しようとするとき。

- (4) 規則第48条第3項の規定により制限区分の指定を変更しようとするとき。
- (5) 法第89条第2項の規定により開放的施設における処遇を実施しようとするとき。
- (6) 法第96条第1項の規定により外部通勤作業を行わせようとするとき。
- (7) 法第106条の2第1項の規定により外出又は外泊を許そうとするとき。
- (8) 犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則（平成20年法務省令第28号）第9条第1項の規定により仮釈放を許すべき旨の申出のための審査を行うとき。
- (9) その他受刑者の処遇上必要があると認めるとき。

7 再調査の項目は、必要に応じ、前条第3項各号に掲げる事項の全部又は一部とする。

（精密な処遇調査）

第8条 精密な刑執行開始時調査を行う必要があるものとして矯正局長が定める基準に該当する受刑者については、第6条第2項の規定にかかわらず、次条に規定する調査センターにおいても刑執行開始時調査を行うものとし、同調査センター又は処遇施設において、処遇指標訓令第3条第3項第3号に掲げる事項（実施すべき矯正処遇課程の別）に係る処遇指標の指定に必要な事項について特に精査するものとする。

2 特に精密な刑執行開始時調査を行う必要があるものとして矯正局長が定める基準に該当する受刑者については、第6条第2項の規定にかかわらず、次条に規定する調査センターにおいても刑執行開始時調査を行うものとする。

3 特に精密な再調査を行う必要があるものとして矯正局長が定める基準に該当する受刑者については、前条第2項の規定にかかわらず、次条に規定する調査センターにおいて再調査を行うものとする。

（調査センター）

第9条 矯正局長は、矯正管区の管轄区域ごとに、高度の専門的知識及び技術を活用して次に掲げる事務を行う刑事施設（以下「調査センター」という。）を指定するものとする。

- (1) 前条第1項及び第2項の規定による刑執行開始時調査を行うこと。
- (2) 前条第3項の規定による再調査を行うこと。
- (3) 調査センター以外の刑事施設に対し、処遇調査の実施に関する専門的、技術的な指導及び助言、研修の実施その他の援助を行うこと。
- (4) 処遇調査及び矯正処遇に関する研究を行うこと。

（被害者関係調査）

第10条 被害者関係調査は、受刑に係る罪に被害者等が存在する場合に、刑執行開始時調査と同時期に行うほか、必要と認めるときに行うものとする。

2 被害者関係調査の項目は、次のとおりとする。

- (1) 被害者等の氏名等
- (2) 被害者等と本人の関係
- (3) 被害者等の被害に関する心情
- (4) 被害者等の置かれている状況
- (5) その他被害者等に関して受刑者の処遇上参考となる事項  
(処遇調査票)

第11条 刑事施設の長は、刑執行開始時調査を行った場合には、その結果を処遇調査票に記録するものとする。

2 刑事施設の長は、再調査を行った場合には、必要に応じ、その結果を処遇調査票に記録するものとする。

3 刑事施設の長は、被害者関係調査を行った場合には、必要に応じ、その結果を処遇調査票に記録するものとする。

4 処遇調査票の様式及び記載要領は、矯正局長が定める。  
(処遇レベルの設定)

第12条 刑事施設の長は、処遇調査の結果に基づき、受刑者の再犯リスク（出所後再犯に及ぶ可能性をいう。）及び処遇準備性（矯正処遇に取り組む態度その他改善更生に向けた心構えの程度をいう。）に応じ、受刑者に処遇レベルを設定するものとする。ただし、被収容者を少年院に収容する場合その他の事情により処遇レベルを設定する必要がない場合はこの限りでない。

2 処遇レベルの設定の基準は、矯正局長が定めるものとする。  
(処遇審査会)

第13条 刑事施設の長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ、次項に定める者を構成員とする処遇審査会を開催し、その意見を聴くものとする。

- (1) 規則第43条第1項又は第4項の規定により処遇要領を定め、又は変更しようとするとき。
- (2) 受刑者の処遇要領に関する訓令（平成18年法務省矯成訓第3310号大臣訓令）第4条第1項又は第2項の規定により矯正処遇の目標の達成状況についての評価を行うとき。
- (3) 処遇指標訓令第3条第1項又は第2項の規定により処遇指標を指定し、又は既に指定している処遇指標と異なる処遇指標を指定しようとするとき。
- (4) 作業訓令第7条第2項の規定により作業区分を指定し、又は既に指定している作業区分と異なる作業区分を指定しようとするとき。
- (5) 規則第48条第2項又は第3項の規定により制限区分を指定し、又はその指定を変更しようとするとき。
- (6) 法第89条第2項の規定により開放的施設における処遇を実施しようとするとき。

- (7) 法第96条第1項の規定により外部通勤作業を行わせようとするとき。
  - (8) 法第106条の2第1項の規定により外出又は外泊を許そうとするとき。
  - (9) 犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則第9条第1項の規定により仮釈放を許すべき旨の申出のための審査を行うとき。
  - (10) その他受刑者の処遇上必要があると認めるとき。
- 2 処遇審査会の構成員は、次に掲げる者の中から、審査事項を考慮して刑事施設の長が指定するものとする。
- (1) 矯正処遇部の部長、首席矯正処遇官（企画調整部が置かれていない刑事施設にあっては、矯正処遇、矯正処遇第一及び矯正処遇第二担当に限る。）、矯正処遇調整官、次席矯正処遇官及び統括矯正処遇官（市原青年矯正センターにあっては、各部門の首席矯正処遇官及び統括矯正処遇官）
  - (2) 調査・支援部の部長、首席矯正処遇官及び統括矯正処遇官
  - (3) 更生支援企画官
  - (4) 次長（支所の次長を除く。）
  - (5) 支所長並びに支所の次長、首席矯正処遇官、矯正処遇調整官及び統括矯正処遇官
  - (6) その他審査事項と関係する事項を担当する職員

#### 附 則

- 1 この訓令は、法の施行の日（平成18年5月24日）から施行する。
- 2 受刑者分類規程の全部を改正する訓令（平成13年法務省矯医訓第662号大臣訓令）は、廃止する。
- 3 この訓令の施行の際、現に刑事施設に収容されている受刑者については、前項の規定により廃止される前の受刑者分類規程の全部を改正する訓令（以下「旧分類規程」という。）に基づく入所時調査が既に行われているときは、この訓令による刑執行開始時調査が行われたものとみなす。この場合、旧分類規程により作成された分類調査票をもって、この訓令により作成するものとされている処遇調査票に代えることができる。

附 則〔平成19年法務省矯成訓第2083号大臣訓令〕

この訓令は、平成19年5月1日から施行する。

附 則〔平成19年法務省矯総訓第3361号大臣訓令〕

この訓令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第58号）の施行の日（平成19年6月1日）から施行する。

附 則〔平成20年法務省矯総訓第3434号大臣訓令〕

この訓令は、更生保護法（平成19年法律第88号）の施行の日（平成20年6月1日）から施行する。

附 則〔平成21年法務省矯成訓第1400号大臣訓令〕

この訓令は、刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則の一部を改正する省令（平成

21年法務省令第12号)の施行の日(平成21年4月1日)から施行する。

附 則〔平成21年法務省矯成訓第6473号大臣訓令(抄)〕

1 この訓令は、平成22年1月1日から施行する。

2 この訓令の施行の際現に刑事施設に収容されている執行すべき刑期が8年以上10年未満である受刑者の受刑者の処遇調査に関する訓令(以下「処遇調査訓令」という。)第7条第3項に規定する定期再調査については、この訓令の施行後最初に行う定期再調査に限り、この訓令による改正後の処遇調査訓令第7条第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則〔令和5年法務省矯成訓第5号大臣訓令〕

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則〔令和5年法務省矯成訓第11号大臣訓令〕

この訓令は、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日(令和5年12月1日)から施行する。

附 則〔令和7年法務省矯総訓第3号大臣訓令〕

この訓令は、本日(令和7年4月1日)から施行する。

附 則〔令和7年法務省矯成訓第4号大臣訓令〕

この訓令は、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)の施行の日(令和7年6月1日)から施行する。

附 則〔令和8年法務省矯成訓第7号大臣訓令〕

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。